

判例研究

## 欧州司法裁判所 2017 年 7 月 13 日判決 (Ferenschild 判決) の検討

—— 消費用動産売買における「責任期間」と  
「時効期間」の区別の意義 ——

古谷 貴之

### I はじめに

欧州司法裁判所は 2017 年 7 月 13 日、「中古品売買」における契約不適合を理由とする消費者の訴えの「時効期間」を当事者の合意により物品の引渡し後 2 年以下にすることを許容する EU 加盟国の法規定が消費用動産売買指令<sup>(1)</sup> (1999/44/EC) (以下、単に「指令」ともいう) に適合するかという問題について注目すべき判決を下した。本件は、ベルギーの裁判所からの先決裁定の付託に対して、欧州司法裁判所が消費用動産売買指令 (第 5 条第 1 項および第 7 条第 1 項第 2 段落) の解釈を示したものである。本稿は、欧州司法裁判所判決の意義を明らかにした上で、同判決が EU 加盟国の法に及ぼす影響、および、EU 法の文脈で指令の「期間制限」に関する規定が現在直面している課題について検討する。

叙述の順序は、次のとおりである。まず、事実の概要および欧州司法裁判所の判決を紹介する (Ⅱ)。次いで、ベルギー民法および消費用動産売買指令における関連規定を確認した上で、本判決の分析を行う (Ⅲ)。そ

(1) 消費用動産売買およびそれに付随する保証の一定の側面に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会および理事会指令。

(2) ECJ, 13 July 2017, Case C-133/16, Christian Ferenschild v. JPC Motor SA.

の後、本判決がEU加盟国の法に及ぼす影響およびEU法の文脈で指令の規定が現在直面している課題について検討し(IV)、最後に、本稿のまとめを述べて結びとしたい(V)。

## II 欧州司法裁判所 2017年7月13日判決

### 1 事実の概要

ベルギー在住・オランダ国籍の Ferenschild 氏(以下「F」と表記する。)は、2010年9月21日に、自動車販売会社 JPC Motor(以下「M」と表記する。)から一台の中古自動車(以下「本件自動車」という。)を14,000ユーロで購入した。2010年9月22日、ベルギーの自動車登録局は本件自動車の登録を拒絶した。その理由は、本件自動車が生ンゲン情報システムに盗難車として登録されていたことによる。これにより、本件自動車の契約不適合が明らかとなった。2010年10月7日、Fの訴訟費用保険会社がMに対しこの契約不適合を指摘した。同保険会社は、本件自動車には隠れた機能上の瑕疵があるとして売主の責任を主張し、本件自動車の引取り及び売買代金の返還を求めた。なお、売買日から売買の効力が失われる日までに生じる費用又は被る損害についてはこの請求に含まれていない。Mの調査により、盗難にあったのは本件自動車そのものではなく、自動車登録証であることが判明した(2007年に、イタリアで詐欺行為に利用された同じ車種の車を隠匿するために自動車登録証が盗難にあったようである)。そのため、Fが購入した本件自動車は、2011年1月7日に自動車登録局で正式に登録された。2011年10月21日、Fの助言者が、Mに対し、本件自動車の契約不適合によりFに生じた損害の賠償を求めた。Mはこの主張が時機に後れたものであることを理由にFの請求を争ったため、Fは、2012年3月12日、ベルギーのモンス商事裁判所に本件自動車の契約不適合により被った損害の賠償を求める訴えを提起した。Fはこれに加えて代車を借りる費用及び管理費用全額の返還、並びに、購入した本件自動車の価値下落分に相当する代金の減額、さらに2010年10

月 7 日以降の遅延利息及び訴訟利息を請求した。

モンス商事裁判所は、2014 年 1 月 9 日の判決で F の請求を棄却した。2014 年 4 月 3 日、F は、同判決を不服として、ベルギーのモンス控訴裁判所に控訴した。

モンス控訴裁判所は 2015 年 6 月 8 日、販売された本件自動車はベルギー民法 1649 条以下の意味での契約適合性を欠くとしたが、この契約不適合は本件自動車が登録されたことにより消滅したと判示した。しかし、同裁判所は、特に訴えの時効に関して当事者に意見を述べる機会を与えるため、職権で口頭弁論の再開を命じた。

モンス控訴裁判所は、本件で問題となる請求権の時効との関係で、第 1 に、「保証期間」と「時効期間」を区別する必要があるとした。同裁判所によれば、一方で、ベルギー民法 1649 条の 4 第 1 項に規定されている「保証期間」は物品の引渡しから 2 年である。そして同条 3 項により、この期間は、中古品については、売買契約当事者の合意によって 1 年に短縮することができる。本件において、売買契約当事者は、保証期間を 1 年に短縮する合意を行った。他方で、同裁判所によれば、ベルギー民法 1649 条の 4 第 3 項が定める「時効期間」は消費者が契約不適合を知った日から 1 年であるが、同条 1 項で規定された 2 年の期間が経過する前に完成することはない。

モンス控訴裁判所は、第 2 に、本件では 2012 年 3 月 12 日に訴訟手続が開始されたこと、とりわけ本件自動車の引渡しの日（2010 年 9 月 21 日）及び買主が本件自動車の契約不適合を知った時（2010 年 9 月 22 日）から 1 年以上が経過していることを認定した。そこで、当事者の合意により「保証期間」が 1 年に短縮された状況において、「時効期間」につき、ベルギー民法 1649 条の 4 第 3 項をどのように解釈すべきかという問題が生ずるといふ。具体的にモンス控訴裁判所は、この状況において、ベルギー民法第 1649 条の 4 第 1 項が定める 2 年の保証期間が満了するまで同法 1649 条の 4 第 3 項が定める時効期間を伸長する必要があるかどうかについて欧州司法裁判所に回答を求めている。

これについて、Mは、特に、ベルギー民法第1649条の4第3項の立法目的（消費者の請求権が保証期間の満了前に時効にかかることを回避すること）を考えると、保証期間が適法に1年に短縮された場合に、2年の期間が経過するまで時効期間を伸長することは不当であると主張する。保証期間が1年に短縮された場合、消費者が提起する訴えの時効期間は、中古品の引渡し後2年の期間が経過する前に満了するという。

これに対し、Fの主張によれば、指令第5条第1項ないし第7条第1項第2段落は、中古品の売買に関して、消費者の訴えにつき、物品の引渡し後2年よりも短期の時効期間を定めることを加盟国に許容していない。

モンス控訴裁判所によれば、消費者による訴えの時効期間は中古品の引渡し後2年が経過する前に完成するという趣旨でベルギー民法1649条の4第3項を解釈することができる。そして、このように解釈した場合、ベルギー法の規定が指令1999/44、特に同指令第5条第1項ないし第7条第1項第2段落に合致するのかどうかという問題が生ずる。

上記の事実関係の下で、モンス控訴裁判所は手続を中断し、先決裁定のために次の問題を欧州司法裁判所へ付託することを決定した。

「指令1999/44の第7条第1項第2段落に関連する第5条第1項は、中古品について、売主と消費者が保証期間を2年以下にすると合意した場合に、消費者による訴えの時効期間が契約不適合物品の引渡し後2年を経過する前に満了するという趣旨で解釈される国内法の規定を排除するものと解すべきか。」

## 2 判旨

「32 付託裁判所〔モンス控訴裁判所——筆者注〕はその質問のなかで、加盟国が指令第7条第1項第2段落で与えられた選択権を行使し、かつ売主及び消費者が当該中古品について売主の責任期間を2年よりも短くする（すなわち1年とする）ことに合意した場合に、指令1999/44第5条第1項及び第7条第1項第2文は、消費者による訴えの時効期間を物品の引渡し後2年以下とすることを認める加盟国の規定を許容していないものと解

すべきかどうかを尋ねている。

33 付託裁判所にとって有益な回答を示すためには、第 1 に、指令 1999/44 第 5 条（『期間制限』）の第 1 項の下で 2 種類の期間が区別されており、両者はそれぞれ異なる目的を追求していることを指摘する必要がある。

34 ここで問題とされている期間は、一方では、この指令の第 5 条第 1 項第 1 文が定める期間、すなわち当該物品の契約不適合の発生が指令 3 条で定められた売主の責任を生じさせ、消費者が第 3 条の定める権利を行使できる期間である。売主のこの責任期間の長さは、原則として物品の引渡し後 2 年である。

35 他方、指令第 5 条第 1 項第 2 文が定める期間は時効期間であり、これは売主の責任期間内に生じる消費者の権利を消費者が実際に売主に対して行使することができる期間のことである。

36 第 2 に、指令 1999/44 第 5 条第 1 項は——法務官がその意見書の 52 で指摘しているように——売主の責任期間（その下限期間は原則として物品の引渡し後 2 年である）を定めているが、その一方で、消費者による訴えにつき時効期間を定めるか否かの判断を国内法に委ねている。

37 もっとも、同指令第 5 条第 1 項第 2 文の規定を前文 17 との関連で読むと、この規定の文言から、時効期間は——それが国内法で定められている場合に——当該物品の引渡し後 2 年以内に満了しないことが分かる。たとえ国内法において時効期間が当該物品の引渡し時から進行するとされていなくても、このことに変わりはない。

38 上記の検討から、域内市場における統一的な消費者保護の下限水準を確保するために、特に指令 1999/44 第 5 条第 1 項とともに第 1 条第 1 項に従って 2 つの異なる期間、すなわち売主の責任期間と時効期間が導入されたことが分かる。これらの期間は、原則として、当該物品の引渡し後 2 年の下限期間を定めており、これを合意により変更することは許されない。

39 この指令の第 7 条第 1 項第 1 段落の文言は、前文第 7 と関連して、上記の原則的な下限期間の強行法規性を確認する。というのも、当事者はこの規定に従い、原則として、下限期間と異なる合意を行うことができず、

加盟国はこの規定の遵守を確保しなければならないからである（同じ趣旨で、2015年6月4日判決 [Faber, C-497/13, EU: C: 2015: 357, Rn. 55] を参照。）。

40 第3に、—— 法務官がその意見書53で指摘しているように —— 指令1999/44第5条第1項の文言から、売主の責任期間と時効期間の長さとは結びつかないという結論が導かれる。すなわち、この指令の第5条第1項第2文は、同条項第1文を参照していない。したがって、指令第5条第1項第2文は、ベルギー政府の主張（特に書面で行われた主張）に反して、時効期間の意味での期間を売主の責任期間に関連づけていない。

41 上述した点から、(i)物品の引渡し後少なくとも2年の時効期間は指令1999/44が保障する消費者保護の重要な要素の1つであること、および、(ii)この期間の長さは売主の責任期間の長さとは無関係であることを確認する必要がある。

42 第4に、以下の点に留意しなければならない。すなわち、この指令の第7条第1項第2段落によれば、加盟国は、中古品の事例において、売主及び消費者が指令第5条第1項に定められた期間よりも売主が責任を負う期間を短縮する合意を行うことができる —— その場合、この期間は1年を下回ってはならない —— 旨の規定を置くことができるが、この指令の規定は上記と異なる解釈を認めるものではない。

43 この点、まず、指令1999/44第7条第1項第2段落は時効期間ではなく、この指令の第5条第1項第1文で挙げられているように、もっぱら売主の責任期間に関するものだということを指摘しなければならない。実際、指令の異なる言語版、特に、スペイン語版、英語版、フランス語版及びイタリア語版は、第7条第1項第2段落を「売主の責任」に関連づけている。

44 指令1999/44第7条第1項第2段落のドイツ語版の文言は、この点についてさらに明確である。すなわち、当該規定は、第1文で中古品につき売主がこの指令の第5条第1項に基づいて責任を負う期間を限定することができる一方、第2文では、これが売主の責任期間に関わるものであることを明確に述べている（『この短期の責任期間 (diese kürzere

Haftungsdauer)』)。

45 さらに、このような解釈は、前文 16 から確認される。そこでは、加盟国は、中古品について、当事者に短期の『責任期間』の合意を認めることができる」とされている。

46 次に、—— 前記欄外番号 39 で既に指摘したとおり —— 物品の引渡し後 2 年の売主の責任期間は、指令 1999/44 第 5 条第 1 項第 1 文で定められているように、強行的な期間であり、契約当事者は原則としてこれと異なる合意をすることができない点に留意すべきである。したがって、中古品の事例で当事者が 1 年の下限期間内でより短期の売主の責任期間を合意することができるとの規定を置くことを加盟国に認めているこの指令の第 7 条第 1 項第 2 段落は、法務官がその意見書 74 及び 75 で述べたように、例外的な規定の 1 つであり、厳格に解釈されなければならない（2012 年 3 月 1 日の関連判決 [González Alonso, C-166/11, EU : C : 2012 : 119, Rn. 26] 及びそこで挙げられた判例を参照）。

47 したがって、中古品の事例で当事者が売主の責任期間を物品の引渡し後 1 年に制限することができる旨の規定を置くことを加盟国に認めたとしても、それは当事者が指令第 5 条第 1 項第 2 文で挙げられた時効期間の長さを限定できる旨の規定を置く権限までも加盟国に与えるものではない。

48 最後に、加盟国は、指令 1999/44 で規定された下限水準を遵守する必要があることに留意しなければならない。したがって、加盟国は、この指令の前文 24 に関連する第 8 条第 2 項に従い、この指令の適用範囲において、より高水準の消費者保護を確保するために、より厳格な規定を採用し又は維持することができるのではあるが、欧州連合の立法手続で定められた保障を下回することは許されない（同じ趣旨で、2008 年 4 月 17 日判決 [Quelle, C-404/06, EU : C : 2008 : 231, Rn. 36] を参照。）。

49 売主の責任期間を 1 年に制限する結果として消費者に与えられる時効期間の短縮を可能にする原手続で問題となっているような国内規定は、消費者の保護水準を低下させることになり、また、指令 1999/44 に基づき消費者に与えられた保障を損なうことになる。その場合、法務官がその意見

書 93 で強調したように、消費者は、物品の引渡し後 2 年の期間——この指令の第 5 条第 1 項第 2 文により保障される期間——を満了する前にその法的救済を完全に奪われることになるだろう。

50 上記のすべての点を考慮に入れて、以下のとおり、質問への回答を行う。指令 1999/44 の第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項第 2 段落は、次のように解釈しなければならない。すなわち、この規定は、指令第 7 条第 1 項第 2 段落により与えられた選択権を加盟国が行使し、かつ、売主及び消費者が当該中古品につき売主の責任期間を 2 年よりも短く、すなわち 1 年にすることを合意した場合において、消費者による訴えの時効期間を物品の引渡し後 2 年よりも短縮することを認める加盟国の規定を排除するものと解釈しなければならない。

51 この手続は、原手続の当事者にとっては、付託裁判所に継続中の訴訟の一貫として行われたものである。したがって、費用の判断は同裁判所が行うものとする。各当事者にかかる費用のほか、裁判所に意見を提出する際に生じた費用は、返還を求めることができない。」

### III 検討

#### 1 問題の所在

ベルギーでは、「消費用動産売買における消費者の保護に関する 2004 年 9 月 1 日の法律」<sup>(3)</sup>により、民法典 (Civil Code) のなかで消費用動産売買指令 (1999/44/EC) が国内法化された。同法は 2005 年 1 月 1 日から施行されている。

ベルギー民法は、1649 条以下に消費用動産売買に関する規定を置いている。売主の責任期間 (保証期間) について規定する同法 1649 条の 4<sup>(4)</sup>第 1

---

(3) Moniteur belge of 21 September 2004, p. 68384.

(4) ベルギー民法第 1649 条の 4

(1) 売主は、物品の契約不適合が物品の引渡し後 2 年以内に明らかになるときは、物品の引渡しの時点で存するあらゆる契約不適合につき消費者に対して責任を負う。 ↗



項によれば、「売主は、物品の契約不適合が物品の引渡し後 2 年以内に明らかになるときは、物品の引渡しの時点で存するあらゆる契約不適合につき消費者に対して責任を負う。」（第 1 文。指令 5 条 1 項 1 文も参照）。そして「売主及び消費者は、中古品については、第 1 文と異なり、2 年よりも短い期間を合意することができる。ただし、この期間は 1 年を下回ってはならない。」（第 3 文。指令 7 条 1 項も参照）。さらに同条 3 項によれば、「消費者の権利は、契約不適合を知った時から 1 年で時効にかかる。この時効期間は、第 1 項で規定する 2 年の期間が経過するまで満了しない。」（指令 5 条 1 項 2 文も参照）。

上記ベルギー民法の規定によれば、売主の負うべき責任期間について、次のような解釈が導かれる。すなわち、売主は、原則として、物品の引渡し後 2 年以内に明らかになった契約不適合に対して責任を負う（民法 1649 条の 4 第 1 項第 1 文）。例外的に、売主及び消費者は、「中古品」については、2 年よりも短い期間を合意することができる（同第 3 文）。ただし、この期間は 1 年を下回るものであってはならない（同第 3 文但書）。ここで中古品に関して、民法 1649 条の 4 第 1 項第 3 文に基づき、第 1 文が定める売主の責任期間を 2 年よりも短い期間（例えば、1 年）にする旨を当事者が合意したときは、民法 1649 条の 4 第 3 項第 2 文が定める時効

---

ㄨ 第 1 文で規定する 2 年の期間は、物品の修補又は取替えに必要な期間、又は円満な合意に達するために売主及び消費者との間で交渉が行われる場合は中断する。

売主及び消費者は、中古品については、第 1 文と異なり、2 年よりも短い期間を合意することができる。ただし、この期間は 1 年を下回ってはならない。

(2) 売主及び消費者は、消費者が売主に対し契約不適合の存在について通知しなければならない期間について合意することができる。この期間の合意がない場合は、消費者は、不適合を知った時から 2ヶ月以内に通知しなければならない。

(3) 消費者の権利は、契約不適合を知った時から 1 年で時効にかかる。この時効期間は、第 1 項で規定する 2 年の期間が経過するまで満了しない。

(4) 物品の引渡し後 6ヶ月以内に現れた契約不適合は、引渡し時に存在していたことが推定される。ただし、この推定が特に新品又は中古品を考慮に入れつつ物品の性質又は契約不適合の性質に合致しないときはこの限りでない。

(5) 販売された物品の隠れた欠陥の保証に関するこの章の規定は、第 1 項に定められた 2 年の期間経過後に適用される。

期間もそれに合わせて中古品の引渡し後その短い期間（1年）で満了する。

本件において、中古車の売主 M はこのような意見を主張し、モンス控訴裁判所もこの考え方が成り立つと考えた。<sup>(5)</sup>

しかし、上記のように解すると、他方で、消費動産売買指令が消費者の権利は契約不適合物品の引渡し後2年の期間を経過するまで時効にかからないとしていることとの整合性が問題となる。すなわち、同指令は、まず、3条1項で「売主は、物品の引渡し時に存するあらゆる契約不適合につき、消費者に対して責任を負う。」と規定している。そして、同指令5条1項（期間制限）<sup>(6)</sup>は第1文において「売主は、物品の引渡し後2年を経過するまでに不適合が明らかとなる場合には、第3条に基づいて責任を負う。」と規定し、第2文で「国内規定の下で第3条第2項が定める権利が時効期間の適用を受ける場合、この期間は、引渡し時から2年を経過するまで満了しない。」と規定している。したがって、指令は、2年の時効期間につき下限基準を定めていることになる。さらに同指令7条<sup>(7)</sup>は第1項第1段落においてこの指令の強行法規性を確認し、同第2段落において「加盟国は、中古品の場合において、売主及び消費者が、契約条項又は合意において、売主が第5条第1項で規定されているよりも短期の責任を負うこ

---

(5) 消費動産売買指令7条1項により当事者が合意すれば1年までの責任期間の短縮が可能となるが、この規定が同指令5条1項1文の原則（2年の責任期間）を修正するだけでなく、同条項2文にも及ぶ（時効期間を1年に短縮することが可能）として第1文及び第2文を密接に関連づけて解釈すると、指令の解釈としても、1年の短期時効を正当化できる余地がある。

(6) 消費動産売買指令第5条（期間制限）

(1) 売主は、物品の引渡し後2年を経過するまでに不適合が明らかとなる場合には、第3条に基づいて責任を負う。国内規定の下で、第3条第2項が定める権利が時効期間の適用を受ける場合、この期間は、引渡し時から2年を経過するまで満了しない。

(7) 消費動産売買指令第7条（強行法規性）

(1) 本指令によって認められた諸権利を、直接または間接に排除ないし制限する条項あるいは契約違反が通知される前に売主と取り決めたこのような合意は、国内法に従って消費者を拘束することはない。

加盟国は、中古品の場合において、売主および消費者が、契約条項または合意において、売主が第5条1項で規定されているよりも短期の責任を負うことを合意することができる。この短期の責任期間は、1年未満であってはならない。

とを合意することができる」と定めることができる。この短期の責任期間は、1 年未満であってはならない。」と規定する。したがって、売主及び消費者は、中古品売買に限り、第 5 条 1 項第 1 文が定める 2 年の原則的期間を例外的に 1 年に短縮することができるが、この期間は「責任期間」を意味している。言い換えれば、指令は、当事者の合意によっても「時効期間」を 2 年未満に短縮することを許容していない（指令の前文 16 および 17 も参照<sup>(8)</sup>）。

そうすると、中古品売買において売主の責任期間を 1 年に短縮することを当事者が合意した場合に、それに合わせて時効期間も中古品の引渡し後 1 年で満了するという解釈は、最小限の消費者保護の確保を目指した消費動産売買指令に合致しないのではないかという疑問を生じさせる。

## 2 本判決の分析

### (1) 「責任期間」と「時効期間」との区別

欧州司法裁判所は、消費者による訴えの時効期間が中古品の引渡し後 2 年を経過する前に満了することを認める EU 加盟国の法規定は消費動産売買指令に合致しない旨を判示した。同裁判所によれば、指令は、「責任期間」（売主がこの期間内に明らかになった契約不適合について責任を負う期間）と「時効期間」（物品の引渡し後 2 年を経過した時に消費者の権利が時効にかかる期間）を区別し、当事者の合意によって例外的に 1 年に

---

(8) 消費動産売買指令前文第 16 「中古品は、その性質上、一般的には、代物を給付することができない。それゆえ、消費者は、このような中古品については、通常、代物給付請求権を有しない。加盟国は、中古品について、短期の責任期間を合意することを当事者に認めることができる。」。同指令前文第 17 「物品を引き渡した時点で存在する契約不適合に対して、売主が責任を負う期間を限定することは有効である。さらに、加盟国は、消費者がその期間内に自己の権利を行使することのできる期間を定めることができる。ただし、この期間は、引渡し時から 2 年を経過する前に権利行使を制限するものであってはならない。期間の進行開始について、国内の法規定で物品の引渡しとは異なる時点が定められている場合、国内の法規定で定める時効期間の全期間は、引渡し時から 2 年を下回ってはならない。」。

(9) ECJ, para. 40.; ここで欧州司法裁判所判決は、法務官意見書 53 段落で指摘された次のような考え方に依拠している。「私の見解では、これらの期間が相互に結びついていない」

短縮することが許されるのは「責任期間」のみである<sup>(10)</sup>。したがって、中古品売買につき当事者が売主の「責任期間」を物品の引渡し後1年に短縮することができる旨の規定を加盟国が導入したとしても、このことは当事者が指令5条1項2文で挙げられた「時効期間」を短縮できるとの規定を設ける権限を加盟国に与えるものではない。

本件で、契約当事者は、売主（M）が責任を負うべき期間（保証期間＝責任期間）を1年に短縮する旨の合意を行なっている。本件自動車（中古自動車）が引き渡されたのは2010年9月21日であり、その翌日に本件自動車の契約不適合が明らかとなった。Fが契約不適合を理由に訴訟を提起したのは2012年3月12日のことであるから、目的物の引渡し及びFが契約不適合を知った時から約1年半以上の期間が経過していることになる。しかし、これによってFの請求権が「時効」により消滅することはない。ベルギー民法1649条の4第3項によると、消費者の権利は契約不適合を知った時から1年で時効にかかるとされているが（第1文）、この時効期間は物の引渡し時から少なくとも2年を経過するまでは満了しないからである（第2文）。「責任期間」と「時効期間」は異なる概念であり、たとえば当事者がベルギー民法1649条の4第1項第3段落により責任期間を2年よりも短縮する（例えば、1年にする）旨の合意をしても、それは同時に同条3項2文の「時効時間」を「1年」に短縮できることをも認めるものではない。

## (2) ベルギー法の指令適合性

上記のように解すると、中古品の引渡し後2年を経過する前に「時効期間」が満了するというようにベルギー民法の規定（1649条の4第3項）を解釈することは指令に抵触する。欧州司法裁判所は、付託裁判所（モン

---

、ことは指令第5条第1項第2文の文言から明らかである。当該規定は時効期間を第5条第1項第1文が定める責任期間ではなく、引渡し後2年の期間に結びつけている。指令1999/44第5条第1項第2文は不適合に対する売主の責任期間を定めた同条第1文に全く言及していない。」(Maciej Szpunar, Opinion of Advocate General, delivered on 6 April 2017, Case C-133/16, para. 53)。

(10) ECJ, para. 42-47.

ス控訴裁判所）の質問に対し、最終的に以下のとおり回答した。

「指令 1999/44 の第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項第 2 段落は、……指令第 7 条第 1 項第 2 段落により与えられた選択権を加盟国が行使し、かつ、売主及び消費者が当該中古品につき売主の責任期間を 2 年よりも短く、すなわち 1 年にすることを合意した場合において、消費者による訴えの時効期間を物品の引渡し後 2 年よりも短縮することを認める加盟国の規定を排除するものと解釈しなければならない<sup>(11)</sup>」。

## IV 本判決の影響

### 1 EU 加盟国への影響

本件は、直接には、ベルギー民法 1649 条の 4 第 3 項の解釈が問題となった事件であるが、本判決の影響はベルギーのみならず、他の EU 加盟国にも及ぶ。特に、指令 5 条 1 項及び 7 条 1 項 2 段落の規定を根拠に「時効期間」の短縮を国内法で認めている EU 加盟国は、国内法規定の見直しを迫られる。

#### (1) ドイツ法

例えば、ドイツ法は、売買瑕疵担保法の領域において、「責任期間」と「時効期間」との区別を行わず、売主の時的責任範囲を制限するための制度として「時効期間」のみを設けている（ドイツ民法 438 条<sup>(12)</sup>）。すなわち、

---

(11) ECJ, para. 50.

(12) ドイツ民法第 438 条（瑕疵に基づく権利の消滅時効）

(1) 第 437 条第 1 号及び第 3 号に掲げる権利は、次の各号に掲げる時効にかかる。

1. 次の各場合により瑕疵が存するときは 30 年

a) 第三者の物権により、第三者がその物権に基づいて購入物の返還を請求できる場合  
b) 土地登記簿に登録されたその他の権利がある場合

2. 次の各場合においては 5 年

a) 建築物の場合  
b) 通常の使用方法に従い建築物に使用される物で、かつその物が当該建築物の瑕疵を生じさせる場合

3. その他の場合は 2 年

消費用動産の売主は、ドイツ民法 438 条 1 項 3 号が定める 2 年の時効期間経過後にはじめて目的物の瑕疵が現れた場合に時効を援用することができ、この場合、買主は瑕疵担保法上の権利（追完請求権、代金減額権、解除権及び損害賠償請求権）を行使することができなくなる。そして、ドイツ民法 476 条は、<sup>(13)</sup>中古品の売買において、当事者の合意によってこの「時効期間（Verjährungsfrist）」を最短 1 年にまで短縮することを認めるが（同条 2 項）、前述の通り、この規定は指令の趣旨に適合しない。本判決が明らかにしたように、指令は、当事者の合意により、売主の「責任期間」の短縮を許容するものの、「時効期間」の短縮を許容していないからである。したがって、「時効期間」の短縮を認めるドイツ法の規定（476 条 2 項）は指令に<sup>(14)</sup>抵触する。

ドイツでは今後、この指令違反の状態を是正するために、法改正を行うか、もしくはドイツ民法 476 条 2 項の指令適合的解釈を行う必要がある。<sup>(15)</sup>

法改正を行う際には、一方で、指令の趣旨に沿うように、中古品売買に

---

(13) ドイツ民法第 476 条

(1) 事業者は、事業者<sup>(1)</sup>に瑕疵を通知する前に行われる、第 433 条から第 435 条まで、第 437 条、第 439 条から第 443 条まで、並びに、この款の規定を消費者の不利に変更する合意を援用することができない。第 1 文の規定は、それが他の方法によって回避される場合も適用する。

(2) 第 437 条で定められた権利の時効は、法定の時効の開始後の時効期間を合意により 2 年以内、中古品については 1 年以内としたときは、事業者<sup>(1)</sup>に瑕疵を通知する前に法律行為によって短縮することができない。

(3) 第 1 項及び前項の規定は、第 307 条から第 309 条の規定にかかわらず、損害賠償請求権の排除又は制限に影響を及ぼさない。

(14) Vgl. Augenhöfer, BGB §476 Abweichende Vereinbarungen, Rn. 67.; Ball in: Herberger/Martinek/Rübmann u. a., jurisPK-BGB, 8. Aufl. 2017, §476 (2018 年 4 月 10 日改訂版) Rn. 26.1.; Ansgar Staudinger, Editorial, DAR 2018, 241.; Ben Köhler, „It ain't over 'till it's over": Richtlinienwidrigkeit der Verkürzung der Verjährung bei gebrauchten Verbrauchsgütern, GPR 2018, 37, 40.; Pickenbrock, Beck Online beck-online. GROSSKOMMENTAR GesamtHrsg.: Gsell/Krüger/Lorenz/Reymann Hrsg.: Gsell (Stand: 01. 05. 2018), BGB § 202, Rn. 30.2.

(15) Vgl. Detlef Leenen, Die Richtlinienwidrigkeit der Verkürzung der Verjährungsfrist beim Verbrauchsgüterkauf über gebrauchte Sachen Zugleich Besprechung von EuGH v. 13. 7. 2017 — C-133/16 (Ferenschild) JZ 2018, 284, 287 ff.

関する 1 年の特別な「責任期間」の導入を図ることが考えられる。しかし、従来知られていなかった「責任期間」の概念を新たに導入したとき、それがドイツ売買瑕疵担保法の体系にうまく適合するかが問題となる。他方、「責任期間」の概念を導入せずに、中古品売買の特則を廃止するという方向での解決も考えられる。<sup>(16)</sup>この場合、消費者の権利は、新品・中古品を問わず、瑕疵ある物の引渡しから 2 年の時効にかかることになり、当事者はこの 2 年の時効期間を合意により短縮することはできない。

次に、指令適合的解釈に関して言うと、ドイツの裁判所は、ドイツ民法 476 条 2 項を「中古品については、[責任期間]を 1 年よりも短くすることは許されない」という趣旨で目的論的に縮小解釈できる余地がある。<sup>(17)</sup>もっとも、この考え方については、ドイツ民法 476 条 2 項の規定に 3 度も現れる「時効」の文言を無視して、この規定が「責任期間」の短縮を認めた趣旨と解することが適切かどうか<sup>(18)</sup>が問題となる。

## (2) オーストリア法

オーストリアでも、「時効期間」の短縮を認める国内の法規定が指令に違反すると指摘されている。オーストリア消費者保護法 9 条 1 項は、「消

---

(16) Vgl. Köhler, GPR 2018, 37, 41.

(17) Vgl. auch Ball in: Herberger/Martinek/Rüßmann u. a., (Fn. 14).; なお、Piekenbrock, (Fn. 14) Rn. 30.2.によれば、判例は今後、2 年以内の時効期間の短縮に代えて「責任期間」の短縮のみを認めるようにドイツ民法 476 条 2 項を解釈することが予想されるが、立法による手当がされるまではドイツ民法 476 条 2 項の指定適合的解釈を行わずに「時効期間」の短縮の有効性を認めることが適当であるという。

(18) Köhler, GPR 2018, 37, 41. は、ドイツ民法 476 条 2 項が「時効期間」の短縮を明示的に認めている以上、これを「責任期間」の短縮を許したものと指令適合的に解釈することはできないとする。Staudinger, DAR 2018, 241.; Augenhöfer, (Fn. 14) Rn. 67. も「規範の目的論的縮小の余地は原則として存しない」と評価する。

(19) Vgl. Peter Bydliniski, Anmerkung, JBl 2017, S. 569, 571.; Verena Cap, Neuere Entwicklungen im Fristenregime des Gewährleistungsrechts, ÖJZ 2018, 245.

(20) オーストリア消費者保護法 9 条

(1) 消費者の瑕疵担保権（オーストリア民法 922 条から 933 条まで）は、瑕疵を知る前に排除又は制限することができない。法定の担保期間より短い期間の合意は無効であるが、中古品を引き渡すときはこれを個別的に交渉する場合に限り、1 年に短縮することができる。自動車については、このような期間の短縮は、最初の登録日から 1 年以上が経過した場合のみ有効となる。

費者の瑕疵担保権（オーストリア民法 922 条から 933 条まで）は、瑕疵を知る前に排除又は制限することができない。法定の担保期間より短い期間の合意は無効であるが、中古品を引き渡すときはこれを個別的に交渉する場合に限り、1 年に短縮することができる。」と規定する。ここでいう「法定の担保期間」とは、オーストリア民法 933 条（時効）<sup>(21)</sup>における 3 年または 2 年の「時効期間」を指すと一般に考えられており、オーストリア消費者保護法 9 条 1 項は、中古品について、この期間（「時効期間」）を 1 年に短縮することを認めていることになる。しかし、本判決の趣旨から、「時効期間」を 2 年よりも短くすることを認める同規定は指令に抵触する<sup>(22)</sup>。

## 2 EU 消費者売買法

上記の分析から、消費動産売買指令が「責任期間」と「時効期間」を区別し、中古品売買について例外的に「責任期間」の短縮（下限は 1 年）を許容していることが明らかとなった。指令に抵触する EU 加盟国の法規定については、法改正または当該規定の指令適合的解釈が求められる。

もっとも、指令に抵触する個々の加盟国の法規定については是正措置が講じられただけで問題がすべて解決するわけではない。むしろ中古品売買について 1 年までの責任期間の短縮を可能にする規定を導入するか否かを加盟各国の裁量に委ねる消費動産売買指令 7 条 1 項第 2 段落それ自体が加

---

(21) オーストリア民法 933 条（時効）

(1) 担保権は、不動産については 3 年以内に、動産については 2 年以内に裁判上行使しなければならない。期間は、物の引渡しの日から進行を開始するが、権利の瑕疵のときは譲受人が瑕疵を知った日から進行を開始する。当事者は、この期間の短縮又は延長を合意することができる。

(2) 家畜に瑕疵があるときは、期間は、6ヶ月である。期間は、推定期間がある瑕疵については、その経過後はじめて進行を開始する。

(3) いかなる場合でも、譲受人が期間内に譲渡人に対して瑕疵を通知する場合、譲受人には抗弁による権利行使が留保される。

(22) 例えば、Cap, ÖJZ 2018, 245 ff. は、オーストリア消費者保護法 9 条 1 項の指令違反を指摘した上で、「担保期間（Gewährleistungsfrist）」とは「時効期間」ではなく、「責任期間」を意味するとして、同規定を指令適合的に解釈すべきことを主張する。



盟国間での法的ルールの相違をもたらす原因になっている点に留意する必要がある。この観点からは、指令の「期間制限」に関する規定をヨーロッパレベルで平準化させる必要があるのではないかという別の問題が生じる。

上述した通り、中古品売買における「責任期間」の短縮を可能にする法規定は、EU 加盟国全体で統一されていない。中古品売買の場合に当事者の合意により売主が指令 5 条 1 項が定めるよりも短期の責任を負うというこの例外的な取扱いを認めるかどうかは、指令を国内法化する加盟各国の選択に委ねられている。現在、13 の加盟国がこの選択権を行使して、中古品売買の場合に当事者の合意に基づいて売主の責任期間を 1 年に短縮できる旨の規定を置いている<sup>(23)</sup>。他方、残りの 15 の加盟国はこのような選択権を行使していない。そのため、「責任期間」の短縮に関する特則を置く国とそうでない国との間で法の断片化が生じている。欧州委員会が指摘するように、このような法の断片化は、EU 域内市場における重大な取引障壁となるおそれがある<sup>(24)</sup>。したがって、この法の断片化を除去し、市場の機能を回復させるために、中古品売買における「期間制限」に関して加盟国間で法の統一を図るべきではないかが検討されるべきである。

最近のデジタル単一市場戦略の中で欧州委員会が提案した「オンライン売買指令提案」<sup>(25)</sup>（2015 年 12 月 19 日公表）及びその改正案<sup>(26)</sup>（2017 年 10 月 31 日公表）は、消費者の救済手段は「契約適合性の判断基準時から 2 年の期間制限にかかる。」という規定を置いている（オンライン売買指令提

---

(23) SWD (2015) 274 final, p. 50. によれば、現在、オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェコ、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニアの 13 カ国が中古品に関する法定保証期間を 1 年に短縮している。

(24) See, COM (2015) 633 final, p. 3.

(25) COM (2015) 635 final.; 拙稿「EU デジタル単一市場戦略における新たな展開 —— オンライン売買指令案の分析と評価 ——」現代消費者法 34 号（2017 年）81-88 頁。

(26) COM (2017) 637 final.; 拙稿「EU デジタル単一市場戦略における新たな動向 —— オンライン売買指令改正案の検討 ——」産大法学 52 巻 3・4 号（2018 年）49-82 頁。

案 14 条<sup>(27)</sup>及び改正案 14 条<sup>(28)</sup>参照)。ここでは、「責任期間」と「時効期間」の区別を設けることなく、また、中古品売買について特別な「責任期間」の短縮規定を置くことを加盟国の裁量に委ねることもしていない。<sup>(29)</sup>「契約適合性の判断基準時から 2 年」という消費者の権利の期間制限に関する規定が置かれているだけである。これは法的明確性の点で消費動産売買指令の複雑な規定よりも優れていると評価できる。また、この指令（案）が「完全平準化指令（案）」であることを定めるオンライン売買指令提案 3 条及び同改正案 3 条により、加盟国は消費者の権利の期間制限について、独自に、より高水準の消費者保護規定を置くこと（例えば、消費者の権利の期間制限を 3 年に伸長すること）も許されない。これにより、加盟国全体で調和の取れた単一の期間制限に関する規定が設けられることになる。

このようなオンライン売買指令提案及び同改正案の方向性は、現在国内法で中古品売買の特則を置いている加盟国の法の枠組みを大きく変えるものであり、その妥当性を判断する上で慎重な考慮を要する。特に、ルールの変更により、事業者にかなりの費用負担が生じうることに留意する必要がある。しかし、上述したように、「責任期間」と「時効期間」を区別し、中古品売買について例外的に 1 年の「責任期間」の短縮を認めるかどうかを加盟国の裁量に委ねる消費動産売買指令 7 条 1 項第 2 段落の規律の枠組みよりも、近時提案されている新たな指令提案の規律の方がルール of 明確性および市場の透明性という点で優れている。今後、EU 消費者売買法

---

(27) 第 14 条（期間制限）

消費者は、不適合が適合性の判断基準時から 2 年以内に明らかになったときは、物品の契約不適合に対する救済手段を行使する権利を有するものとする。国内法のもとで、第 9 条で定められた権利が期間制限に服する場合、その期間は契約適合性の判断基準時から 2 年を下回るものであってはならないものとする。

(28) 第 14 条（期間制限）

消費者は、不適合が適合性の判断基準時から 2 年以内に明らかになったときは、物品の契約不適合に対する救済手段を行使する権利を有するものとする。国内法のもとで、第 9 条で定められた権利が期間制限に服する場合、その期間は契約適合性の判断基準時から 2 年を下回るものであってはならないものとする。

(29) Vgl. auch Cap. ÖJZ 2018, 245, 255.

欧州司法裁判所 2017 年 7 月 13 日判決（Ferenschild 判決）の検討  
の中で、中古品売買の「期間制限」に関する規定がどのような展開を遂げ  
るかについても注目したい。

## V まとめ

本判決（Ferenschild 判決）は、売主及び消費者が合意により売主の「責任期間」を 1 年に短縮できること（他方で、消費者による訴えの「時効期間」を 1 年に短縮することはできないこと）を明らかにし、消費動産売買指令 5 条 1 項及び 7 条 1 項 2 段落の解釈を明確にした点で重要な意義を有する。本判決によれば、中古品の引渡し後 2 年が経過する前に「時効期間」が満了するというようにベルギー民法の規定（1649 条の 4 第 3 項）を解釈することは許されない。本判決は、ベルギー法のみならず、他の EU 加盟国の法にも重大な影響を与える。ドイツ民法やオーストリア消費者保護法の規定は、現在、指令違反状態にある。これらの国では、今後、法改正や裁判所による指令適合解釈の措置を講じる必要がある。近時、欧州委員会が提案したオンライン売買指令提案及びその改正案は、中古品売買について当事者の合意により「責任期間」を短縮できる旨の例外規定を設けることなく、「契約適合性の判断基準時から 2 年」を経過して現れた契約不適合について消費者の権利が期間制限にかかるとする統一的な規定を導入している。この規定は、現行の消費動産売買指令 7 条 1 項第 2 段落と比べてルール明確性および市場の透明性という点で優れている。